

令和 2 年 3 月

お客さま各位

会津信用金庫

国債等窓口販売に係る口座管理規程改正のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和 2 年 4 月より民法が改正されることに伴い、下記の国債等窓口販売関係の規程を改正いたします。改正後の規程は、改正前よりお取引のあるお客さまにも適用いたします。

なお、改定後の規程を希望されるお客様には、別途配布いたしますので窓口にお申し出ください。

お客様におかれましては、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 規程の改正時期

令和 2 年 4 月 1 日（水）とさせていただきます。

2. 改正する規程

- (1) 一般債振替決済口座管理規程
- (2) 国債証券等の保護預り規程兼振替決済口座管理規程

3. 主な改正内容

(1) 「規定の変更」に関する記載の変更（下線部分変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

- (2) 反社会的勢力との関係遮断に向けた条項について、「暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者」等の、暴力団員との「共生要件」を拡充しました。

以 上